

芽室町農業委員会活動方針

農業経営を取り巻く環境は、経済のグローバル化や農産物貿易の自由化の進展などにより、安価な輸入農産物や農産加工品の流入による農産物価格の低迷、少子高齢化による国内需要の縮小がみられる中で、肥料・飼料などの生産資材価格が高止まりとなっており、厳しい環境におかれています。

T P P 1 1、日米貿易協定など、日米間の経済連携のあり方も非常に不透明な状況であることから、農業者は強い不安を抱えています。

また、農家戸数は年々減少を続け、農業従事者の高齢化も進行しており、農業就業者の減少による農地の荒廃や担い手不足が懸念されているところです。

このような状況の中で、平成28年4月に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する事務が、農業委員会の最も重要な事務として位置付けられました。また、同じく担い手への農地等の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を目的とする農地中間管理機構と農業委員会の所掌事務が連動することで政策効果が大きくなることから、農業委員会と農地中間管理機構が密接に連携することが求められています。

このように取り巻く環境が変化する中、当農業委員会は、農地行政の厳格な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、地域農業の振興発展のため積極的な活動を遂行していきます。

ついては、具体的な取組みを、以下のとおり「芽室町農業委員会活動計画」として定め、推進していきます。なお、国及び地域農業の環境変化等を考慮し、毎年見直しを行います。

令和4年度 芽室町農業委員会活動計画

- ① 農地の保全と確保及び有効利用の促進
 - ・ 日常的な『農地パトロール』の徹底
 - ・ 年1回農業委員全員による農地利用状況調査の実施
 - ・ 遊休農地の解消・発生防止活動の推進
 - ・ 国等の新制度に対応できる組織運営

- ② 総会等の開催と総会議事録の公表
 - ・ 総会の開催（毎月）
 - ・ 芽室町広報誌（農業委員会だより）による総会開催日の周知
 - ・ 適宜会議（三役・三役等・部会・ブロック・勉強会）の開催
 - ・ 委員、職員の資質向上に向けた各種研修会等の参加
 - ・ 町ホームページに議事録の公表

- ③ 農地事務（権利移動・転用）の適正化と結果の公表
 - ・農地法等の申請様式、事務手続き、処理期間の周知
- ④ 農地所有適格法人の適正指導
 - ・法人からの定期報告の確認と適正指導
- ⑤ 農政対策の推進
 - ・農業者への情報提供と意見交換会として懇談会を年1回程度開催する
 - ・農業・農村推進のための意見・要望活動の取り組み
- ⑥ 認定農業者等の担い手育成及び確保
 - ・高齢化や後継者がいない農業経営の円滑な継承の推進
 - ・新規就農者、企業等の農業参入、農業法人設立に関する情報の収集と提供
 - ・農業後継者の配偶者対策
 - ・家族経営協定の推進
 - ・農業、農村の活性化に向けた女性の視点からの情報収集
 - ・農業者年金制度の周知及び農業者年金適正受給の相談
 - ・人・農地プランの実質化の推進
- ⑦ 担い手への農地の利用集積
 - ・公平、公正な農地移動の適正化（あっせん委員会）
 - ・農地中間管理事業の実施
 - ・農地の賃借料情報の提供
 - ・営農中止となった農地の適正利用と担い手への集積化
 - ・農地利用の最適化の推進と活動記録簿作成の徹底
- ⑧ 違反転用への適正な対応
 - ・現地調査による確認及び指導
- ⑨ 農地情報の整備と共有化
 - ・農地台帳への情報更新の適正化
- ⑩ 関係機関・団体との連携強化
 - ・活動計画の推進に当たっては、芽室町農業の実態を十分踏まえ、芽室町・農地中間管理機構・各種団体等との連携強化を図る。